⑹　Contact point for tender documentation: Takahiro Hatakeyama, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Tohoku Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism; 1―1―20 Kakyouin, Aoba-ku, Sendai-city, Miyagi-pref. 980―0013 Japan. TEL 022―716―0013

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年7月12日
支出負担行為担当官
東北防衛局長　中村　吉利
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　04

○第６号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　松島㉕格納庫新設建築工事（その２）（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　宮城県東松島市
⑷　工事内容　以下に掲げる工事を行う。
・格納庫（Ｓ－１／ＲＣ－１　約2,600㎡）新設
・自転車置場（Ｓ－１　約20㎡）新設
・設計施工一括方式　一式
（整備格納庫（Ｓ造部分）の鉄骨架構（大扉を含む）並びにこれに附帯する仮設（建て方重機・足場等）、土工事、地業工事、基礎工事及び塗装工事）
・詳細図等作成業務　一式
（整備格納庫本体の仕上げ工事（鉄骨塗装工事を除く）、サイド格納庫、サイドショップ及び自転車置き場）
⑸　工期　平成27年10月31日まで
⑹　使用する主要な資機材　鉄筋約240ｔ、コンクリート約2,300㎥、鉄骨約390ｔ、ガラス約120㎡
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、総価契約単価合意方式の試行工事である。本工事では、受発注者間の双務性の向上とともに、契約変更等における協議の円滑化を図るため、詳細設計完了後の変更契約後、受発注者間の協議により総価契約の内訳として単価等を合意することとする。なお、本方式の試行にあたっては、「総価契約単価合意方式試行要領」に基づき行うものとする。
また、総価契約単価合意方式の試行にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とすることとする。
⑼　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては東北防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑽　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。
⑾　本工事は、⑷に示す工事範囲において、設計及び施工を一括して発注する設計・施工一括発注方式を採用することから、所要の競争参加資格を有しているほか、提出された設計提案書（以下「提案書」という。）が適性と認められた者に参加資格を与えるものとする。
⑿　本工事は、⑾の提案書の審査において、差替及び追加資料が必要となった場合は、その機会を与える。
また、提案を実施するために必要な設計数量及び内訳書等の見積の提出を求めるものとする。

2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が1,200点以上であること。
⑷　平成10年４月１日から公告日までに、建築一式工事の元請けとして、鉄骨造でスパン30ｍ以上の新設建築工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
⑸　工事全般の施工計画が適正であること。
⑹　次の基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。ただし、建設業法第26条３項に該当しない工事については専任を要しない。
ア　一級建築士、一級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。
イ　平成10年４月１日から公告日までに、⑷に掲げる工事の経験を有する者であること。
なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。
ウ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8. 31）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑻　上記１に記した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。
⑽　暴力団関係業者の排除
ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状況が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3　総合評価に関する事項
⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの企業による技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。
ア　企業による技術提案
㋐　プレキャストコンクリート部材の施工に関して、どのような配慮を行うか。
（着目点）
本施設は、サイド格納庫棟の地中梁及び床版などをプレキャストコンクリート部材を使用した構造で、工場製作されたプレキャストコンクリート部材を現場組立する工法である。主要部材は工場製作された大型の部材であるため、その品質管理についての工夫が必要であり、さらに現場においては適正な建て方精度の確保と施工中の安全管理が施設の品質向上に大きく影響する。また、現場施工は、工場製作工程と密接に関連することから、効率的な施工を行う上で、工場及び現場双方の工程管理は重要である。